各位

会社名 株式会社クラレ

代表者名 取締役社長 伊藤 正明

コード番号 3405

上場取引所 東証第一部

問合せ先 経営企画室 IR・広報部長 井出 章子

TEL (03) 6701-1070

当社の株式の大量買付行為に関する対応策(買収防衛策)の継続について

当社は、2012 年 6 月 22 日開催の当社第 131 回定時株主総会において、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるための取組みとして、当社に対する濫用的な買収等を未然に防止するため、当社の株式の大量買付行為に関する対応策(以下「原プラン」といいます。)を導入することにつき、株主の皆様のご承認をいただき、同日付でこれを導入しております。その後引き続き、当社は、金融商品取引法および関連政省令の改正等の動向を注視しつつ、また、昨今の買収防衛策に関する議論の進展等を踏まえ、当社の企業価値・株主共同の利益をより一層確保・向上させるための取組みとして、原プランの内容について更なる検討を進めてまいりました。(原プランの有効期間は 2015 年 6 月開催予定の当社第 134 回定時株主総会の終結時までとしておりましたが、当社の決算期の変更を行ったことにより、2015 年 3 月開催予定の同定時株主総会の終結時までとなっております。)

かかる検討の結果として、当社は、本日開催の当社取締役会において、2015年3月開催 予定の当社第134回定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)において出席株 主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得て承認可決されることを条件として、本定時株主 総会の終結時に有効期間が満了する原プランに替えて、以下の内容の当社の株式の大量買 付行為に関する対応策(以下「本プラン」といいます。)の導入を決定いたしましたので、 お知らせいたします。

なお、本プランの導入にあたり、大量買付ルール(下記Ⅲ.2.(2)(i)において定義されます。)の迅速な運用が確保されるよう、取締役会が大量買付者(下記Ⅲ.1.において定義されます。)に対して情報提供を求める期間の上限を原則として 60 営業日としたこと、および取締役会が特別委員会の勧告に基づき対抗措置の発動を決議した場合には、速やかに当該決議の内容を公表する旨を明記したことを除き、原プランの内容から実質的な変更はありません。

また、本プランの有効期間は、原プランの有効期間の満了時から2018年3月開催予定の当社第137回定時株主総会の終結時までといたします。

I. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方 針の概要

昨今、日本の企業社会の構造は大きく変わりつつあります。例えば、株式の持合いの解消が進み、会社は株主のものとする考え方や株主の声に配慮した経営が一層浸透する一方で、企業買収に対する株式市場、企業社会の理解も深まってきています。こうした中で、企業買収の対象となる会社の経営陣と十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、いわば敵対的に、突如として株式の大量買付けを強行する動きが顕在化しています。もとより、当社は、このような敵対的な株式の大量買付けであっても、その具体的な条件・方法等によっては、当社の企業価値・株主共同の利益の向上に資する場合もあると認識しております。そして、当社が資本市場に公開された株式会社である以上、当社の株式の買付提案に応じるべきか否かの判断は、最終的には、個々の株主の皆様によって

なされるべきであると考えております。

しかしながら、上記のような一方的な株式の大量買付けの中には、株主の皆様に対して当該大量買付けに関する十分な情報が提供されず、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれがあるものや、株主の皆様が当該大量買付けの条件・方法等の検討を行ったり、当社取締役会が代替案の提案等を行ったりするための十分な時間が確保されないもの、その他真摯に合理的な経営を行う意思が認められないもの等の当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう株式の大量買付けもないとはいえません。

当社といたしましては、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業理念、および当社の企業価値の源泉をなす重要な経営資源を十分に理解した上で、当社の企業価値・株主共同の利益を中長期的に確保・向上させることを真摯に目指す者でなければならないと考えております。したがいまして、上記のような当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうおそれのある株式の大量買付けを行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

Ⅱ. 基本方針の実現に資する取組みの概要

当社は、企業価値を安定的かつ持続的に向上させていくことこそが株主共同の利益の向上のために最優先されるべき課題であると考え、以下のような事項をはじめ、当社の企業価値・株主共同の利益の向上のための様々な取組みを行っており、また、引き続き行ってまいります。これらの取組みの実施を通じて、当社の企業価値・株主共同の利益を向上させ、それを当社の株式の価値に適正に反映させていくことにより、上記のような当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうおそれのある株式の大量買付けは困難になるものと考えられ、これらの取組みは、上記 I.に記載の当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(以下「基本方針」といいます。)の実現に資するものであると考えております。

1. 中期経営計画に沿った事業の強化・拡大

当社のコア・コンピタンス(中核的な競争優位性)は、高分子化学、合成化学および繊維工学ならびにそれらの周辺領域における独創性の高い技術力と、これを市場のニーズにマッチさせるためのアプリケーション開発力にあります。当社は、創業以来の企業文化である「世のため人のため、他人のやれないことをやる」に表される、事業を通じて社会に貢献する姿勢と、常に先駆者たらんとする進取の気性を精神的支柱として、酢酸ビニル系・イソプレン系のコア事業を中心に、機能性樹脂・フィルム、化学品、合成繊維、人工皮革、メディカル製品、環境関連製品等、多くの事業分野で世界市場をリードするユニークな製品群を継続的に生み出してまいりました。また、独自技術の開発や先駆的事業の立上げには、長期的視野にたった継続的な資源の投入を必要としますが、その過程で得られた独自性の高い技術・ノウハウの蓄積、粘り強い開発努力を通じて獲得された特定の市場分野における知識・情報、長年にわたる問題解決を通じて醸成された取引先との深い信頼関係、専門分野に通暁した質の高い人材等は、他社の追随を許さないものであり、当社の競争優位性をさらに向上させております。こうした当社独自のコア・コンピタンスは、将来においても当社の企業価値の源泉をなす重要な経営資源であると考えます。

これらのコア・コンピタンスを最大限に発現させ、当社の企業価値・株主共同の利益の向上に結び付けるためには、中長期的な視点で研究開発・市場開拓に努め、市場動向を見極めたタイムリーな施策により持続的な成長を実現していく必要があると考えます。このことから、当社は、1984年以降、中期経営計画の策定・実施を通じた事業の強化・拡大に取り組んでまいりました。

最近では、当社が目指すべき長期的な方向性を示す「長期企業ビジョン」の実現に向

けて、2012 年度~2014 年度の 3 ヵ年計画として中期経営計画「GS-III」に取り組み、「コア事業の地域拡大」と「新事業の創出・拡大」を最重点課題として以下の諸施策を実施してまいりました。これら諸施策の実施により、さらなる事業拡大および高収益を目指す基盤が整ったと認識しています。

①コア事業の地域・分野拡大

- ■酢ビ系事業の世界4極展開:買収および生産拠点構築
 - ●欧州ポバール増強投資、北米ポバール新プラント投資
 - ●北米<エバール>増強投資
 - ●日本での光学用ポバールフィルム増強投資
 - ●欧州PVBフィルム増強投資
 - ●水溶性ポバールフィルム「モノソル社」買収および増強投資
 - ●デュポン社ビニルアセテート関連事業(GLS)買収【生産拠点:米州、欧州、アジア】
- ■イソプレン系事業のグローバル拡大
 - ●イソプレン、<ジェネスタ>海外プラント新設のFS開始
- ■事業分野の拡大
 - ●(株)ノリタケデンタルサプライ統合による歯科材料事業の拡大

②新事業の創出・拡大

- ●LED向け<ジェネスタ>新グレード上市
- ●新規ファルネセン系液状ゴム(LFR)顧客評価進展
- ●高速伝送回路向けLCPフィルム<ベクスター>増強投資
- ●LiB負極材用<バイオカーボトロン>新設投資
- ●超防湿バリア材Vitrifl ex社への出資
- (1)新中期経営計画「GS-STEP」による企業価値向上に向けた取組み

当社は、2015 年度より、「長期企業ビジョン」で掲げた「世界に存在感を示す高収益スペシャリティ化学企業」を実現するための 3 ヵ年(2015 年度~2017 年度)の実行計画として、新中期経営計画「GS-STEP」をスタートさせています。新中期経営計画「GS-STEP」においては、前中期経営計画「GS-III」期間に実施した様々な施策の成果を結実させること、ならびに、事業拡大に向けた経営基盤の構築を確実に進めることにより、高収益を実現し、さらなる成長に向けて諸々の戦略を実行してまいります。

企業文化

「世のため人のため、 他人のやれないことをやる」

世界に存在感を示す 高収益スペシャリティ化学企業

ありたい姿

①GS-Ⅲの諸施策を結実し、高い収益を実現すること

②将来の事業拡大に向けた経営基盤の構築を着実に進めること

③ 長期ビジョンの実現を視野に入れた中期経営計画であること

(2)新中期経営計画「GS-STEP」の主要経営戦略

新中期経営計画は、「長期ビジョン」の実現に繋がる着実な歩みとなるアクションプランを策定したという意図で、「GS-STEP」と名付けました。また、「GS-STEP」は、Growth Strategy with Synergy, Technology, Eco-friendliness and Profitability と表記することで、「GS-STEP」の経営戦略も表しています。

Growth Strategy

Synergy コア事業の深耕 経営資源最適配置

Technology 技術革新 次世代成長モデル

Eco-friendliness 環境への貢献

Profitability

コア事業の ▶ ビニルアセテート: M&Aなど投資効果を結実させる

深耕

▶ イソプレン:次なる成長に向けた布石を打つ

技術革新

▶ 新製品・新用途・新プロセスを確立する

▶ 新事業を創出する

次世代

▶ アライアンス・M&Aにより新領域を獲得する

成長モデル ▶ 革新的なビジネスモデルを確立する

経営資源

▶ グローバルで経営資源を最適配置する

最適配置 ▶ 海外人材を積極活用する

貢献

環境への ▶ 地球環境に貢献する製品を拡大する

▶ 環境負荷を低減したプロセスで製造する

(3) 業績目標

新中期経営計画では、最終年度である 2017 年度に売上高 6.500 億円、営業利益 900 億 円を目指します。

<業績目標>

	2014 年度※ (補正見通し)	2017 年度目標 (GS-STEP)
売上高	5,150 億円	6,500 億円
営業利益	540 億円	900 億円

※「GS-STEP」との比較のため、2014年度は2014年4月から2015年3月までの12ヵ 月間に補正した業績見通しとしています。

(4) 高収益の実現

当社は、新中期経営計画における最重点課題は、競争力強化につながる諸施策を着実 に実施し、高収益を実現することだと考えております。高収益を目指す指標として、売 上高営業利益率と 1 株当たり純利益を重視し、2017 年度に売上高営業利益率 13.8%、1 株当たり純利益163円を目標とします。

● 競争力の強化

● 売上高営業利益率の向上

● 一株当たり純利益の向上 17年度目標:163円

・高付加価値製品の拡大

2017年度目標:13.8% +3.3%

+74円

新銘柄開発、銘柄構成の最適化

・品質向上、抜本的なコストダウン 2014年度見通し: 10.5%

14年度見通し:89円

・サプライチェーンマネージメント (14年4月-15年3月)※

(14年4月-15年3月)※

※2014 年度は、2014 年 4 月から 2015 年 3 月までの 12 ヵ月間に補正した業績見通しを使 用し、算出したものです。

(5) 投資の考え方

投資につきましては、「GS-STEP」期間の3年間で2,000億円の設備投資を決定する計画ですが、そのうち6割の1,200億円は将来の成長のための新設、増設投資に配分します。なお、設備投資の決定と支払いにはタイムラグがありますので、この期間における設備投資の支払額は、1,700億円を見込んでおります。「GS-STEP」期間に獲得する見込みの2,200億円のキャッシュフローのうち、1,700億円はこの設備投資の支払いに充当する予定です。

株主の皆様への利益配分につきましては、「GS-STEP」期間中は、総還元性向を 35% 以上、1 株当たり年間配当金を 36 円以上といたします。

また、利益配分とは別に、当社が保有している自己株式のうち、20 百万株以上を 2015 年度中に消却いたします。

当社は獲得したキャッシュフローを安定的に株主の皆様に還元するとともに、事業に再投資することでグループ全体の持続的な成長を図り、企業価値を中長期持続的に向上させてまいります。

キャッシュフロー

3年間で2,200億円の キャッシュフローを獲得

設備投資

決定ベース:3年間で 2,000億円を計画 (うち6割が新・増設投資) 支払ベース:3年間で 1,700億円を予定

株主還元

総還元性向:35%以上 (2015-2017年度) 年間配当金:36円/株以上 自己株式消却:20百万株以上

3年間(2015年度~2017年度)

2. コーポレート・ガバナンス体制の構築

以上の取組みに加えて、当社は、上記 I.に記載の基本方針の実現に資する取組みとして、当社のコーポレート・ガバナンス体制の構築を進めております。当社は、経営の効率性と公正性を確保する効果的なコーポレート・ガバナンス体制の構築により、透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行い、多様な利害関係者との適切な関係を維持し、社会に対する責任を果たすことが、長期的・持続的に企業価値・株主共同の利益を向上させ、上記 I.に記載の基本方針の実現に資するものと考えます。当社は、この認識のもとに、以下のとおりコーポレート・ガバナンス体制を構築しています。

① 取締役および業務執行機関

当社は、グローバル経営基盤の強化および業容の拡大に備えるため、取締役の定員を12名とし、また、取締役の株主に対する責任を明確化するため、その任期を1年としています。また、社外取締役として2名の独立社外者を任用し、独立した第三者の立場から経営の監督機能を担っています。さらに、業績連動型報酬制度、ストックオプション制度を導入し、取締役の株主利益向上へのインセンティブを高めています。

また、当社は、取締役としての経営意思決定・監督の責任と、業務執行上の責任とを明確に分離するため、執行役員制を導入しています。執行役員(任期 1 年)はカンパニー、事業部および主要職能組織の長の職位に就き、執行責任と業績に対する結果責任を負います。

② 監查役

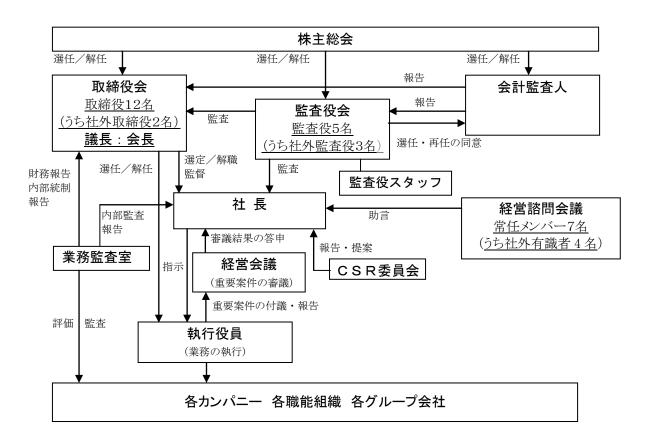
当社の監査役は5名とし、このうち3名は社外監査役として独立社外者を任用しています。

③ 経営諮問会議

当社は、社長の業務執行に対して、法令遵守、株主権保護、経営の透明性確保の視

点から助言することを職務とする、経営諮問会議を設置しています。

経営諮問会議の常任メンバーは7名とし、うち4名は企業経営や企業法務に豊富な 経験を持つ社外有識者としています。同会議は、定期的に重要な経営方針や経営課題、 社長の進退、後継者候補の選定、社長の報酬等に関し、社長に対して助言を行ってい ます。



3. 株主の皆様への利益配分についての基本方針

当社は、株主の皆様に対する利益配分を経営の重要課題と位置付け、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるべく、株主の皆様に対する経営成果の還元と将来の成長力の確保に配慮しつつ、適正な利益配分を行うよう努めています。具体的には、連結当期純利益に対する配当性向は35%以上を目標とし、持続的な業績向上を通じて、増配を実施してまいりました。1株当たりの年間配当金は、2002年度の9円から2013年度の36円(2014年度は9ヵ月決算のため27円の予定)へと拡大しました。

当社は、上記 1.に記載のとおり、中期経営計画「GS-STEP」を今後 3 年間で実施いたします。この期間における利益配分は、連結当期純利益に対する総還元性向を 35%以上、1 株当たり年間配当金を 36 円以上といたします。今後とも、中長期的視点から、株主の皆様に対する経営成果の還元と将来的な成長力の確保に配慮し、適正な利益配分に努めてまいる所存です。

Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決 定が支配されることを防止するための取組み

1. 本プラン導入の目的

当社は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上を目的として、本プランを導

入いたします。本プランの導入に関する当社の考え方の詳細は、以下のとおりです。

当社は、上記Ⅱ.に記載のとおり、当社の企業価値・株主共同の利益を向上させるための様々な取組みを現に行っております。また、当社グループは、多くのグループ関連企業から成り立ち、事業分野も酢酸ビニル系・イソプレン系のコア事業を中心として、機能性樹脂・フィルム、化学品、合成繊維、人工皮革、メディカル製品、環境関連製品等幅広い範囲に及んでおります。

したがいまして、当社が買付者から買付提案を受けた場合に、株主の皆様が、当社の行っている企業価値・株主共同の利益を向上させるための様々な取組みや個々の事業の状況を踏まえた当社の企業価値、および具体的な買付提案の条件・方法等について十分に理解された上で、当該買付提案に応じるか否かのご判断を短期間のうちに適切に行うことは、極めて困難であると考えられます。そのため、当社は、株主の皆様がかかる買付提案に応じるか否かのご判断を適切に行うためには、買付者から一方的に提供される情報だけでなく、現に当社の経営を担い当社の事業および上記の様々な取組みの内容に精通している当社取締役会から提供される情報ならびに当該買付提案に関する当社取締役会の意見等を含む十分な情報が株主の皆様に対して提供されることが必要であるとともに、株主の皆様がこれらの情報を熟慮するための十分な時間が確保されることが不可欠であると考えます。また、当社は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者の買付提案の条件・方法を変更・改善させる必要があると判断する場合には、買付提案の条件・方法について、買付者と交渉するとともに、代替案の提案等を行う必要もあると考えており、そのために必要な時間も確保されるべきであると考えます。

さらに、当社取締役会は、買付者の有する買付け後の当社の経営方針等を含め、当該 買付提案の条件・方法等を評価・検討した結果、買付者の買付提案が、当社の株式を買 い集め、多数派株主として自己の利益の追求のみを目的として濫用的な会社運営を行う ものであったり、株主の皆様に当社の株券等の売却を事実上強要しまたは株主の皆様が 当該買付提案の条件・方法等について検討し、当社取締役会が代替案の提案等を行うた めの十分な時間を確保しないものである等の当社の企業価値・株主共同の利益を著しく 損なうものであると判断される場合には、当該買付行為に対して必要かつ相当な対抗措 置を講じる必要もあるものと考えます。

そこで、当社取締役会は、買付者および買付提案者(併せて以下「大量買付者」といいます。)に対して、事前に当該大量買付者が実施しようとする買付けに関する必要な情報の提供およびその内容の評価・検討等に必要な期間の確保を求め、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう買付けを防止するために、本プランを導入することを決定いたしました。

本プランは、大量買付行為(下記 2.(1)において定義されます。以下同じです。)を行おうとする大量買付者に対して十分な情報の提供と十分な検討等の期間の確保を要請したにもかかわらず、かかる要請に応じない大量買付者に対して、または、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう大量買付行為を行い、もしくは行おうとする大量買付者に対して、対抗措置を発動できることとしています。したがいまして、本プランは、これらの大量買付者による大量買付行為を防止するものであり、本プランの導入は、上記I.に記載の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みであります。

なお、本プランを導入するに際しては、株主の皆様のご意思を反映することが望ましいことはいうまでもありません。そのため、当社は、本プランに関して株主の皆様のご意思を反映させるべく、本定時株主総会において出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得て承認可決されることを条件として、本プランを導入することを決定いたしました。

また、当社取締役会による本プラン導入の決定時点におきましては、特定の第三者より当社取締役会に対して、当社の株式の大量買付行為に関する提案がなされている事実はありません。当社の大株主の状況につきましては、別添1をご覧ください。

2. 本プランの内容

(1) 対抗措置発動の対象となる大量買付行為

本プランにおいては、次の①もしくは②に該当する行為またはこれらに類似する行為 (ただし、当社取締役会が予め承認したものを除きます。このような行為を以下「大量 買付行為」といいます。)がなされまたはなされようとする場合には、本プランに基づく 対抗措置が発動されることがあります。

- ① 当社が発行者である株券等 注1について、保有者 注2の株券等保有割合 注3の合計が 20%以上となる買付け
- ② 当社が発行者である株券等 注4について、公開買付け 注5に係る株券等の株券等所有 割合注6およびその特別関係者注7の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買 付け

(2) 大量買付者に対する情報提供の要求

(i) 意向表明書の提出

大量買付者が大量買付行為を行う場合には、当社取締役会が予め承認した場合を除き、まず、その実施に先立ち、当社に対して、当該大量買付者が大量買付行為に際して本プランに定められた手続(以下「大量買付ルール」といいます。)を遵守する旨の誓約その他一定の事項を記載した意向表明書を提出していただきます。

具体的には、意向表明書には、以下の事項を記載していただきます。

- ① 大量買付者の氏名または名称および住所または所在地、設立準拠法、代表者の氏名、 国内連絡先、会社等の目的および事業の内容ならびに大株主または大口出資者(所 有株式数または出資割合上位 10 名)の概要
- ② 大量買付行為の概要(大量買付者が大量買付行為により取得を予定する当社の株券等の種類および数ならびに大量買付行為の目的の概要(支配権取得もしくは経営参加、純投資もしくは政策投資、大量買付行為後の当社の株券等の第三者への

 $^{^{\}pm 1}$ 金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定する株券等を意味します(なお、証券が発行されていない株式その他の権利も含まれます。)。以下別段の定めがない限り同じです。なお、会社法、金融商品取引法およびそれらに関する規則、政令、内閣府令および省令等に改正(法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。)があり、これらが施行された場合には、本プランにおいて引用するこれらの法令等の各条項および用語は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後のこれらの法令等の各条項および用語を実質的に継承する法令等の各条項および用語に読み替えられるものとします。

 $^{^{\}pm2}$ 金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定する保有者を意味し、同条第 3 項の規定に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下別段の定めがない限り同じです。

注3金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合を意味します。以下別段の定めがない限り同じです。 なお、各株券等保有割合の算出にあたっては、発行済株式の総数(同項に規定する発行済株式の総数をいいます。以下 別段の定めがない限り同じです。)は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出 されたものを参照することができるものとします。

 $^{^{\}dot{E}\,4}$ 金融商品取引法第 27 条の 2 第 1 項に規定する株券等を意味します(なお、証券が発行されていない株式その他の権利も含まれます。)。以下②において同じです。

 $^{^{} ext{t.}5}$ 金融商品取引法第 27 条の 2 第 6 項に規定する公開買付けを意味します。以下別段の定めがない限り同じです。

 $^{^{2}}$ 金融商品取引法第 27 条の 2 第 8 項に規定する株券等所有割合を意味します。以下別段の定めがない限り同じです。なお、各株券等所有割合の算出にあたっては、総議決権の数(同項に規定する総議決権の数をいいます。以下別段の定めがない限り同じです。)は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

 $^{^{\}pm7}$ 金融商品取引法第 27条の 2 第 7 項に規定する特別関係者を意味します。ただし、同項第 1 号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第 3条第 2 項で定める者を除きます。以下別段の定めがない限り同じです。

譲渡または重要提案行為等 ^注8を行うことその他の目的がある場合には、その旨および概要。なお、目的が複数ある場合にはその全てを記載していただきます。)を 含みます。)

- ③ 大量買付者が現に保有する当社の株券等の数および意向表明書提出日前 60 日間に おける大量買付者の当社の株券等の取引状況
- ④ 大量買付ルールを遵守する旨の誓約

(ii)大量買付情報の提供

大量買付者には、上記(i)の意向表明書を提出いただいた場合には、以下の手順に従い、 当社取締役会に対して、大量買付行為に対する当社の株主の皆様のご判断および当社取 締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報(以下「大量買付情報」といいます。) を提供していただきます。

当社取締役会は、上記(i)の意向表明書受領後 10 営業日 ^{注9} (初日不算入とします。) 以内に、大量買付者に対し、当初提供していただくべき情報を記載したリスト(以下「大量買付情報リスト」といいます。) を、上記(i)①の国内連絡先宛に発送します。

提供していただく情報の具体的内容は、大量買付者の属性、大量買付行為の条件・方法等により異なりますが、以下の各項目に記載する情報は、原則として大量買付情報リストの一部に含まれるものとします。なお、大量買付情報リストに含まれる情報の具体的な内容については、当社取締役会が、当該大量買付行為の条件・方法等に照らして合理的に決定します。

(ア)大量買付者に関する事項

大量買付者およびそのグループの詳細

(イ) 大量買付行為の具体的内容

- ① 大量買付行為の目的、方法および内容
- ② 大量買付行為の買付対価の内容、ならびに買付価格の算定の基礎および経緯
- ③ 大量買付行為に際して第三者との間における意思連絡が存する場合には、その相手 方および内容
- ④ 大量買付行為に要する資金の調達状況および当該資金の調達先の概要
- ⑤ 大量買付者が既に保有する当社の株券等に関する貸借契約、担保契約、売戻し契約、 売買の予約その他第三者との間の重要な契約または取決め(以下「担保契約等」と いいます。)がある場合には、その内容
- ⑥ 大量買付者が大量買付行為の完了後に取得を予定する当社の株券等に関する担保契 約等の締結その他の第三者との間の合意の予定がある場合には、その内容
- ⑦ 支配権取得または経営参加を大量買付行為の目的とする場合には、大量買付行為の 完了後に意図する当社および当社グループの支配権取得または経営参加の方法なら びに支配権取得後の経営方針または経営参加後の計画。組織再編等の当社および当 社グループの経営方針に対して重大な変更を加え、または重大な影響を及ぼす行為 を予定している場合には、その内容および必要性
- ⑧ 純投資または政策投資を大量買付行為の目的とする場合には、大量買付行為の後の 株券等の保有方針、売買方針および議決権の行使方針ならびにそれらの理由。長期 的な資本提携を目的とする政策投資として大量買付行為を行う場合には、その必要 性
- ⑨ 重要提案行為等を行うことを大量買付行為の目的とする場合または大量買付行為の 後に重要提案行為等を行う可能性がある場合には、その内容

注8金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項、および株券等の大量保有の 状況の開示に関する内閣府令第16条に規定する重要提案行為等を意味します。以下別段の定めがない限り同じです。

 $^{^{} ext{ iny 19}}$ 営業日とは、行政機関の休日に関する法律第 $^{ ext{ iny 19}}$ 名号に掲げる日以外の日をいいます。以下別段の定めがない限り同じです。

- ⑩ 大量買付行為の後、当社の株券等をさらに取得する予定がある場合には、その理由 およびその内容
- ① 大量買付行為の完了後に意図する当社グループの従業員、取引先、顧客、地域社会等の利害関係者の処遇方針
- ② 大量買付者が当社および当社グループの事業と同種の事業を営んでいる場合には、 大量買付行為の完了後における独占禁止法または海外競争法に照らした適法性についての考え方

また、大量買付情報リストに従い大量買付者から当初提供していただいた情報だけでは、当該大量買付行為の条件・方法等に照らして、株主の皆様のご判断および当社取締役会の評価・検討等のためには不十分であると当社取締役会が客観的合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を大量買付者から提供していただきます。なお、大量買付ルールの迅速な運用が確保されるよう、大量買付情報リストの発送日から起算して60営業日(初日不算入とします。)(以下「情報提供要請期間」といいます。)を経過しても当社が求める情報が提出されない場合には、その時点で当社取締役会は大量買付情報の提供に係る大量買付者とのやり取りを打ち切り、当社取締役会による評価・検討等を開始するものとします。ただし、大量買付者から合理的な理由に基づく延長要請があった場合または大量買付行為の内容・規模等および大量買付情報の具体的な提出状況等を考慮して必要であると当社取締役会が判断した場合には、30営業日(初日不算入とします。)を上限として情報提供要請期間を延長することができるものとします。その際、当社取締役会は、特別委員会に対して、期間延長の必要性および理由を説明の上、その是非について諮問し、その勧告を最大限尊重するものといたします。

なお、意向表明書が提出された事実および大量買付者から提供された情報については、 株主の皆様のご判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会は適時か つ適切にその全部または一部を株主の皆様に公表いたします。

また、当社取締役会は、大量買付者から提供された情報が大量買付情報として十分であり、大量買付情報の提供が完了したと客観的合理的に判断する場合には、速やかに、その旨を大量買付者に対して通知(以下「情報提供完了通知」といいます。)するとともに、株主の皆様に公表いたします。

(iii)使用言語

上記(i)の意向表明書の提出および上記(ii)の大量買付情報の提供は日本語で行っていただきます。

(3) 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後または情報提供要請期間が経過した後、 当該大量買付行為の内容に応じて、意見形成、代替案の策定等の難易度等を勘案し、下 記①または②に定める期間(いずれの場合も初日不算入とします。)の範囲内で合理的に 必要な期間を、当社取締役会による大量買付行為の条件・方法等の評価・検討、大量買 付者との協議・交渉、大量買付行為に関する意見形成、代替案の策定等を行うための期 間(以下「取締役会評価期間」といいます。)として設定します。

- ① 対価を現金(円貨)のみとする当社の株券等の全てを対象とする公開買付けによる大量買付行為の場合には最長60日
- ② その他の大量買付行為の場合には最長90日

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、大量買付者から提供された情報に基づき、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から大量買付行為の条件・方法等の評価・検討を行い、大量買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、その内容を大量買付者に対して通知するとともに、適時かつ適切に株主の

皆様に公表いたします。また、当社取締役会は、必要に応じて、当該大量買付者との間で大量買付行為の条件・方法について協議・交渉を行うとともに、当社取締役会として株主の皆様に対する代替案の策定等を行うものとします。

なお、当社取締役会が取締役会評価期間内に上記の評価・検討、大量買付者との協議・交渉、大量買付行為に関する当社取締役会としての意見の形成または株主の皆様に対する代替案の策定等を完了するに至らないことにやむを得ない事由がある場合には、当社取締役会は、特別委員会に対して、取締役会評価期間の延長の必要性および理由を説明の上、その是非について諮問し、その勧告を最大限尊重した上で、合理的に必要と認められる範囲内で取締役会評価期間を延長することができるものとします。ただし、延長は一度に限るものとし、延長の期間は最長 30 日間(初日不算入とします。)とします。当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合には、当社は、当該決議された具体的期間および当該延長の理由について、適用ある法令および金融商品取引所規則に従い、適時かつ適切に株主の皆様に公表いたします。

大量買付者は、取締役会評価期間の経過後においてのみ、大量買付行為を開始することができるものとします。なお、株主意思確認総会を招集する場合については、下記(4)(i)(ウ)をご参照ください。

(4) 大量買付行為がなされた場合の対応方針

(i)対抗措置発動の条件

(ア)大量買付者が大量買付ルールに従わずに大量買付行為を行う場合

① 特別委員会の勧告に基づき発動する場合

大量買付者が大量買付ルールに従わずに大量買付行為を行いまたは行おうとする場合には、具体的な大量買付行為の条件・方法等の如何を問わず、当社取締役会は、当該大量買付行為を当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう敵対的買収行為とみなし、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるために必要かつ相当な対抗措置(その具体的内容については、下記(ii)をご参照ください。)を発動することができるものとします。

かかる場合、下記 3.(1)(ii)に記載のとおり、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、特別委員会は、必要に応じて当社取締役会から独立したフィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士その他の外部専門家(以下「外部専門家等」といいます。)の助言を得た上で、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、特別委員会による勧告を最大限尊重するものといたします。当社取締役会が対抗措置を発動することを決議した場合には、速やかに当該決議の内容を公表いたします。

② 株主意思確認総会決議に基づき発動する場合

上記①にかかわらず、対抗措置の発動に際して、その是非につき株主の皆様のご 意思を確認するための株主総会(以下「株主意思確認総会」といいます。)を招集す ることを特別委員会が勧告した場合には、当社取締役会は、株主意思確認総会を招 集し、対抗措置を発動するか否かについて株主の皆様のご意思を確認させていただ くことができるものとします。

(イ)大量買付者が大量買付ルールに従って大量買付行為を行う場合

① 特別委員会の勧告に基づき発動する場合

大量買付者が大量買付ルールに従って大量買付行為を行いまたは行おうとする場合には、当社取締役会が仮に当該大量買付行為に対して反対であったとしても、原則として、当該大量買付行為に対する対抗措置は発動しません。大量買付者による大量買付行為の提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該大量買付行為に関して大量買付者から提供された情報およびそれに対する当社取締役会の意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

ただし、大量買付者が大量買付ルールに従って大量買付行為を行いまたは行おうとする場合であっても、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると明白に認められる場合には、当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるために必要かつ相当な対抗措置(その具体的内容については、下記(ii)をご参照ください。)を発動することがあります。

例えば、別添 2 に掲げるいずれかの類型に該当し、それによって当社に回復し難い損害を与えたり、株主の皆様に当社の株券等の売却を事実上強要するおそれがあると客観的合理的に判断される場合が、これに該当するものと考えます。

なお、別添 2 に掲げるいずれかの類型に形式的に該当することのみをもって、上記の対抗措置を発動することはありません。あくまで当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると明白に認められる場合に限り、上記の対抗措置を発動することがあります。

かかる場合、下記 3.(1)(ii)に記載のとおり、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、特別委員会は、必要に応じて外部専門家等の助言を得た上で、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、特別委員会による勧告を最大限尊重するものといたします。当社取締役会が対抗措置を発動することを決議した場合には、速やかに当該決議の内容を公表いたします。

② 株主意思確認総会決議に基づき発動する場合

上記①にかかわらず、株主意思確認総会を招集することを特別委員会が勧告した場合には、当社取締役会は、株主意思確認総会を招集し、対抗措置を発動するか否かについて株主の皆様のご意思を確認させていただくことができるものとします。また、かかる勧告がない場合であっても、対抗措置の発動の是非につき株主の皆様のご意思を直接確認することが適切であると当社取締役会が判断した場合には、株主意思確認総会を招集し、対抗措置を発動するか否かについて株主の皆様のご意思を確認させていただくことができるものとします。

(ウ)株主意思確認総会を招集する場合の取扱い

当社取締役会は、株主意思確認総会を招集する場合には、対抗措置の発動の是非について当該株主意思確認総会の決議に従うものとします。

大量買付者は、当社取締役会が株主意思確認総会を招集することを決定した場合には、当該株主意思確認総会終結時まで、大量買付行為を開始することができないものとします。なお、株主意思確認総会が招集されない場合においては、上記(3)に記載のとおり、取締役会評価期間の経過後に大量買付行為を開始することができるものとします。

(ii)対抗措置の内容

当社取締役会は、上記(i)(ア)または(イ)において発動することとされる対抗措置として、新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)の無償割当てを行うこととします。 なお、本新株予約権の概要は、別添3に記載のとおりとします。

また、当社は、本新株予約権の無償割当てによる対抗措置の発動の機動性を確保するために、本新株予約権の発行登録を行うことを予定しております。

3. 本プランの合理性および公正性を担保するための仕組みについて

(1) 特別委員会の設置および諮問等の手続

(i)特別委員会の設置

取締役会評価期間を延長するか否か、対抗措置を発動するか否か、および発動した対抗措置を維持するか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います(ただし、株主意思確認総会を招集する場合には、当該株主意思確認総会の決議に従います。)が、その判断の合理性および公正性を担保するため、またその他本プランの合理性および公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として、特別委員会を設置することとします。特別委員会の委員は、3名以上とし、社外取締役および社外監査役の中から選任されるものとします。本プラン導入時の特別委員会の委員には、塩谷隆英氏、浜口友一氏、および藤本美枝氏の合計3名が就任する予定です。なお、各委員の略歴は、別添4に記載のとおりです。

(ii)対抗措置発動の手続

当社取締役会が対抗措置を発動する場合には、その判断の合理性および公正性を担保するために、以下の手続を経ることとします。

まず、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問します。特別委員会は、この諮問に基づき、必要に応じて外部専門家等の助言を得た上で、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、特別委員会による勧告を最大限尊重するものとします。ただし、上記 2.(4)(i)に記載のとおり、株主意思確認総会を招集し、大量買付者に対して対抗措置を発動するか否かについて株主の皆様のご意思を確認させていただく場合もあります。

なお、当社取締役会は、特別委員会に対する上記諮問のほか、大量買付者から提供された情報その他の情報に基づき、大量買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益に与える影響を検討の上で、対抗措置の発動の是非を判断するものとします。

(iii)特別委員会に対するその他の諮問

当社取締役会は、大量買付者から提供された情報が大量買付情報として十分であるかについて疑義がある場合、株主の皆様に対して当社取締役会が代替案の策定等をする場合、その他当社取締役会が必要と認める場合には、情報提供要請期間の延長の是非、取締役会評価期間の延長の是非、対抗措置の発動の是非および対抗措置の維持の是非以外についても、任意に特別委員会に対して諮問することができるものとし、かかる諮問がなされたときは、特別委員会は、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、当該諮問に係る事項につき検討し、当社取締役会に対して勧告を行います。当社取締役会は、かかる特別委員会の勧告についても最大限尊重するものとします。

(2) 株主の皆様のご意思の確認

(i)本プランの導入に関する株主の皆様のご意思の確認

当社取締役会は、本プランの導入に関する株主の皆様のご意思を確認するため、本定時株主総会において本プランの導入に関する議案をお諮りし、当該議案が出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得て承認可決されることを条件として、本プランを導入することを決議しております。したがいまして、本定時株主総会において出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得られない場合には、本プランは導入されないものとし、原プランについても有効期間の満了により終了いたします。

(ii)対抗措置の発動に関する株主の皆様のご意思の確認

上記 2.(4)(i)に記載のとおり、所定の場合には、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、株主意思確認総会を招集し、大量買付者に対して対抗措置を発動するか否かについて株主の皆様のご意思を確認させていただくことができるものとしております。

(3) 外部専門家等の助言

当社取締役会は、大量買付情報リストに含まれる情報の具体的な内容、大量買付者が提供した情報の大量買付情報としての十分性、取締役会評価期間の設定、取締役会評価期間の延長の是非、対抗措置の発動の是非、および対抗措置の維持の是非に関して判断・決定する場合、大量買付行為の条件・方法等を評価・検討等する場合、その他当社取締役会が必要と認める場合について、その判断等の合理性および公正性を担保するため、またその他本プランの合理性および公正性を担保するために、外部専門家等の助言を得るものとします。

(4)発動した対抗措置の中止または撤回

当社取締役会が本プランに基づき対抗措置を発動した場合であっても、①大量買付者が大量買付行為を中止もしくは撤回した場合、または、②対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、当該対抗措置の維持の是非について検討し、上記①または②の場合に該当することとなった具体的事情を提示した上で、特別委員会に諮問するものとします。特別委員会は、当該諮問に基づき、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、当該対抗措置の維持の是非について検討し、当社取締役会に対して勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を維持するか否かの判断に際し、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

上記特別委員会の勧告を踏まえた結果、当社取締役会が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置を維持することが相当でないと判断するに至った場合には、発動した対抗措置を、当社取締役会は中止または撤回し、速やかにその旨を公表いたします。

(5) 本プランの有効期間ならびに継続、廃止および変更についての株主の皆様のご意思の尊重

本プランの有効期間は、2018年に開催される当社第137回定時株主総会の終結時までとします。ただし、本プランは、本定時株主総会において出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得て承認可決されることを条件として導入されるものですので、本定時株主総会において、本プランについて出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同が得られなかった場合には、本プランは導入されません。

なお、かかる有効期間の満了前であっても、①当社株主総会において本プランを廃止 もしくは変更する旨の議案が承認された場合または②当社取締役会において本プランを 廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止または変更されるも のとします。

また、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法その他の法令もしくは金融商品取引所規則の変更もしくは解釈・運用の変更または税制もしくは裁判例の変更により合理的に必要と認められる範囲内で、特別委員会の承認を得た上で、本プランを変更することがあります。

本プランについては、2016年以降に開催される毎年の当社定時株主総会の終結後最初に開催される当社取締役会において、その継続、廃止または変更について、検討の上、決定します。

当社は、本プランが廃止または変更された場合には、当該廃止または変更の事実および変更の場合には変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、適用ある法令および金融商品取引所規則に従って速やかに情報開示を行います。

4. 本プランの合理性について

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること等

本プランは、経済産業省および法務省が 2005 年 5 月 27 日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則)を完全に充足しています。また、当社取締役会が大量買付者に対して提供を求める情報を合理的に決定する旨を明示し、当社取締役会が対抗措置を発動することができる場合につき、当該大量買付行為が一定の類型に形式的に該当するだけでは足りず、それによって、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものと明白に認められることが必要である旨を明示する等、企業価値研究会が 2008 年 6 月 30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」その他昨今の買収防衛策に関する議論等を踏まえた内容となっております。さらに、本プランは、東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則等の趣旨に合致するものです。

(2) 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されること

本プランは、上記 1.に記載のとおり、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、大量買付者に対して、事前に当該大量買付者が実施しようとする大量買付行為に関する必要な情報の提供およびその内容の評価・検討等に必要な期間の確保を求めるために導入されるものです。

(3) 株主の皆様のご意思を重視するものであること (株主総会決議とサンセット条項)

当社は、本プランについての株主の皆様のご意思を反映するため、本定時株主総会において出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得て承認可決されることを条件として、本プランを導入いたします。

また、上記 2.(4)(i)に記載のとおり、所定の場合には、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、株主意思確認総会を招集し、大量買付者に対して対抗措置を発動するか否かについて株主の皆様のご意思を確認させていただくことができるものとしております。さらに、上記 3.(5)に記載のとおり、本プランの有効期間は、2018 年に開催される当社第 137 回定時株主総会の終結時までであり、また、その有効期間の満了前であっても、

①当社株主総会において本プランを廃止もしくは変更する旨の議案が承認された場合または②当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止すたけ変更されます

加えて、当社の取締役の任期は 1 年となっていますので、たとえ本プランの有効期間 の満了前であっても、取締役の選任を通じて株主の皆様のご意向を示していただくこと も可能です。

したがいまして、本プランの導入、廃止および変更、ならびに対抗措置の発動には、 株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっております。

(4) 合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記 2.(4)(i)に記載のとおり、合理的かつ客観的な要件が充足されない限りは、対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものです。

(5) 特別委員会の設置

上記 3.(1)(i)に記載のとおり、当社は、本プランの導入にあたり、取締役会評価期間を延長するか否か、対抗措置を発動するか否か、および発動した対抗措置を維持するか否かについての当社取締役会の判断の合理性および公正性を担保するため、またその他本プランの合理性および公正性を担保するために、当社取締役会から独立した組織として、特別委員会を設置することとしております。

これにより、当社取締役会による恣意的な本プランの運用または対抗措置の発動を防止するための仕組みが確保されております。

(6) デッドハンド型買収防衛策等ではないこと

上記 3.(5)に記載のとおり、本プランは、当社株主総会で選任された取締役で構成された当社取締役会により、いつでも廃止することができるものとされております。したがいまして、本プランは、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。また、当社の取締役の任期は 1 年となっていますので、本プランは、取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策でもありません。

5. 株主および投資家の皆様への影響

(1) 本プランの導入時に株主および投資家の皆様に与える影響

本プランの導入時には、本新株予約権の無償割当て自体は行われません。したがいまして、本プランがその導入時に株主および投資家の皆様の有する当社の株式に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主および投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てに係る決議を行った場合には、割当期日(別添3第1項において定義されます。以下同じです。)における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき1個の割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような対抗措置の仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主および投資家の皆様が保有する当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの、保有する当社の株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、また当社の株式1株当たりの議決権の希釈化は生じないことから、株主および投資家の皆様の有する当社の株式全体に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

なお、当社取締役会が、対抗措置として本新株予約権の無償割当てに係る決議をした

場合であっても、上記 3.(4)に記載の手続等に従い当社取締役会が発動した対抗措置の中止または撤回をした場合には、株主および投資家の皆様が保有する当社の株式 1 株当たりの経済的価値の希釈化も生じないことになるため、当社の株式 1 株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意ください。

また、本新株予約権の行使または取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使または取得に際して、大量買付者の法的権利等に希釈化が生じることが想定されますが、この場合であっても、大量買付者以外の株主および投資家の皆様の有する当社の株式全体に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要となる手続

本新株予約権の割当手続に関しては、割当期日における株主名簿に記録された株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に本新株予約権が付与されるため、申込みの手続は不要です。

また、株主の皆様には、新株の取得のために所定の期間内に本新株予約権を行使していただく(その際には一定の金銭の払込みを行っていただきます。)必要が生じる可能性があります。かかる場合には、当社は、その手続の詳細に関して、適用ある法令および金融商品取引所規則に基づき、適時かつ適切に公表いたします。

6. その他

本プランは、本日開催の当社取締役会において社外取締役 2 名を含む当社取締役全員の賛成により決定されたものです。当該取締役会には、社外監査役 3 名を含む当社監査役全員が出席し、いずれの監査役も、本プランに賛同しております。

別添1

当社の株式の状況 (2014年 12月 31 日現在)

発行可能株式総数:1,000,000,000 株
発行済株式総数:382,863,603 株

3. 大株主の状況:

株主名	持株数	出資比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	23,734 千株	6.77 %
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	22,127	6.31
全国共済農業協同組合連合会	11,002	3.14
日本生命保険相互会社	10,448	2.98
資産管理サービス信託銀行株式会社(投信受入担保口)	7,258	2.07
THE BANK OF NEW YORK MELLON SA/NV 10	6,104	1.74
明治安田生命保険相互会社	5,969	1.70
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE – SSD00	5,532	1.58
BNP パリバ証券株式会社	4,391	1.25
資産管理サービス信託銀行株式会社 (証券投資信託口)	4,354	1.24

⁽注) 出資比率は自己株式 (32,283,465 株) を控除して計算しています。

当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる類型

- (1) ただ株価をつり上げて高値で当社の株券等を当社の関係者に引き取らせる目的で当社 の株券等の取得を行っているまたは行おうとしている者(いわゆるグリーンメイラー) であると判断される場合
- (2) 当社の会社経営を一時的に支配して、当社または当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先または顧客等の当社または当社グループ会社の資産を当該大量買付者またはそのグループ会社等に移転させる目的で当社の株券等の取得を行っていると判断される場合
- (3) 当社の会社経営を支配した後に、当社または当社グループ会社の資産を当該大量買付者またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株券等の取得を行っていると判断される場合
- (4) 当社の会社経営を一時的に支配して、当社または当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいはかかる一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株券等の高価売り抜けをする目的で当社の株券等の取得を行っていると判断される場合
- (5) 大量買付者の提案する当社の株券等の大量買付行為の条件(買付対価の種類、価額およびその算定根拠、その他の条件の具体的内容(買付けの時期および方法を含みます。)、違法性の有無、実現可能性等を含みますがこれらに限られません。)が、著しく不十分または不適切なものであると判断される場合
- (6) 大量買付者の提案する当社の株券等の大量買付行為の方法が、いわゆる強圧的二段階買収(最初の買付けで当社の株券等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株券等の買付けを行うことをいいます。)等の、株主の皆様の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社の株券等の売却を強要するおそれがあると判断される場合
- (7) 大量買付者による支配権の取得により、当社の企業価値の源泉をなす重要な経営資源 (独創性の高い技術・ノウハウ、特定の市場分野における知識・情報、長期にわたり 醸成された取引先との深い信頼関係、専門分野に通暁した質の高い人材等。詳細につ いては本文Ⅱ.1.をご参照ください。)が著しく毀損され、それによって、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうおそれがあると判断される場合

本新株予約権の概要

1. 本新株予約権の割当総数

本新株予約権の割当総数は、本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議(以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。)において当社取締役会が別途定める一定の日(以下「割当期日」といいます。)における最終の当社の発行済みの普通株式の総数(ただし、同時点において当社の有する当社の普通株式の数を除きます。)と同数とします。

2. 割当対象株主

割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社の普通株式(ただし、同時点において当社の有する当社の普通株式を除きます。)1株につき1個の割合で本新株予約権の無償割当てをします。

- 3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日 本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。
- 4. 本新株予約権の目的である株式の種類および数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社の普通株式とし、本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数は 1 株(以下「対象株式数」といいます。)とします。ただし、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容および価額 本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際 して出資される財産の当社の普通株式1株当たりの金額は1円以上で当社取締役会が 本新株予約権無償割当て決議において別途定める額とします。

6. 本新株予約権の譲渡制限 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

7. 本新株予約権の行使条件

①特定大量保有者 ^{注1}、②特定大量保有者の共同保有者 ^{注2}、③特定大量買付者 ^{注3}、 ④特定大量買付者の特別関係者、もしくは、⑤これら①乃至④の者から本新株予約権 を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、または、⑥これら ①乃至⑤に該当する者の関連者 ^{注4}(これらの者を総称して、以下「非適格者」といい

注1当社の株券等の保有者で、当社の株券等に係る株券等保有割合が 20%以上である者またはこれに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

 $^{^{\}pm2}$ 金融商品取引法第 27 条の 23 第 5 項に規定する共同保有者をいい、同条第 6 項に基づき共同保有者とみなされる者 を含みます

注3公開買付けによって当社が発行者である株券等(金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等を意味します。以下本注において同じです。)の買付け等(金融商品取引法第27条の2第1項に規定する買付け等を意味します。以下同じです。)を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者およびその者の特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる者またはこれに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

 $^{^{24}}$ ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共通の支配下にある者(当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。)またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務および事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第3条第3項に規定されます。)をいいます。

ます。) は、本新株予約権を行使することができないものとします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

8. 当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が所有する本新株予約権を取得し、これと引き替えに本新株予約権 1 個につき対象株式数の当社の普通株式を交付することができるものとします。また、非適格者が所有する本新株予約権を取得する場合には、その対価として現金の交付は行わないこととします。なお、本新株予約権の取得条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

9. 対抗措置発動の中止等の場合の無償取得

当社取締役会が、発動した対抗措置の中止または撤回を決議した場合その他本新株 予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株 予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

10. 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

特別委員会委員の略歴

1. 塩谷 隆英

1966年4月 経済企画庁入庁

1990年7月 経済企画庁長官官房秘書課長

1993年6月 経済企画庁国民生活局審議官

1997年7月 経済企画庁調整局長

1998年6月 経済企画事務次官

2000年2月 総合研究開発機構 (NIRA) 理事長

2008年6月 当社取締役(社外取締役)(現任)、財団法人経済調査会会長

2009年10月 公益財団法人労働科学研究所理事長(現任)

- ※ 当社と同氏との間に特別な利害関係はありません。
- ※ 当社は、CSR 活動の一環として、公益財団法人労働科学研究所の研究活動への支援の ため、維持会費の支払いを行っていますが、当該会費の年間支払額は 1 百万円未満で す。
 - 2. 浜口 友一

1967年4月 日本電信電話公社入社

1995 年 6 月 エヌ・ティ・ティ・データ通信株式会社(現株式会社エヌ・ティ・ティ・データ) 取締役

1997年6月 同社常務取締役

2001年6月 同社代表取締役副社長

2003年6月 同社代表取締役社長

2007年6月 同社取締役相談役

2008年4月 株式会社 IHI 取締役(社外取締役)(現任)

2009年6月 株式会社エヌ・ティ・ディ・データ相談役

2010年6月 東日本旅客鉄道株式会社取締役(社外取締役)(現任)

2013年6月 当社取締役(現任)

2014年10月 FPT CORPORATION. Director (現任)

- ※ 当社と同氏との間に特別な利害関係はありません。
- ※ 当社と株式会社 IHI および FPT CORPORATION との間に特別な関係はありません。
- ※ 当社と東日本旅客鉄道株式会社との間には、鉄道施設の撤去に関する取引があります が、当社からの年間支払額は同社売上高の0.1%未満であり、僅少です。
 - 3. 藤本 美枝

1993年4月 弁護士登録(第二東京弁護士会)

同年同月 新東京総合法律事務所(現ビンガム・坂井・三村・相澤法律事

務所外国法共同事業)入所

2003年1月 新東京法律事務所(現ビンガム・坂井・三村・相澤法律事務所

外国法共同事業) パートナー (現任)

2009年6月 当社監査役(社外監査役)(現任)

- ※ 当社と同氏との間に特別な利害関係はありません。
- ※ 当社とビンガム・坂井・三村・相澤法律事務所外国法共同事業との間に特別な関係は ありません。

当社の株式の大量買付行為に関する対応策(買収防衛策)の継続について(概要)

当社は、2012 年 6 月 22 日開催の当社定時株主総会において、当社の株式の大量買付行為に関する対応策(以下「原プラン」)の導入について株主の皆様のご承認をいただき、同日付でこれを導入しましたが、その後引き続き、法令改正等の動向、昨今の買収防衛策に関する議論の進展等を踏まえ、原プランの内容について更なる検討を進めてまいりました。

かかる検討の結果として、当社は、本日開催の当社取締役会において、2015年3月開催予定の当社定時株主総会(以下「本定時株主総会」)において、出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得て承認可決されることを条件として、原プランに替えて、以下の概要の当社の株式の大量買付行為に関する対応策(以下「本プラン」)の導入を決定しました。

なお、本プランの導入にあたり、大量買付ルール(下記 1.において定義されます。)の迅速な運用が確保されるよう、取締役会が大量買付者(下記 1.において定義されます。)に対して情報提供を求める期間の上限を原則として 60 営業日としたこと、および取締役会が特別委員会の勧告に基づき対抗措置の発動を決議した場合には、速やかに当該決議の内容を公表する旨を明記したことを除き、原プランの内容から実質的な変更はありません。

本プランの概要は以下のとおりです。

1. 当社の基本方針の概要および本プラン導入の目的

昨今、買収対象会社の経営陣との十分な協議や合意のプロセスを経ず、いわば敵対的に、突如として株式の大量買付けを強行する動きが顕在化しています。こうした一方的な株式の大量買付けの中には、

- (i) 株主の皆様に十分な情報が提供されず、株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの
- (ii) 株主の皆様がその条件・方法等の検討を行ったり、当社取締役会が代替案の提案等を行ったりするための十分な時間が確保されないもの
- (iii) その他真摯に合理的な経営を行う意思が認められないもの
- 等、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものもないとはいえません。

当社としては、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業理念および企業価値の様々な源泉をなす重要な経営資源を十分に理解した上で、当社の企業価値・株主共同の利益を中長期的に確保・向上させることを真摯に目指す者でなければならないと考えています。したがって、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうおそれのある株式の大量買付けを行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

本プランは、このような基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、買付者および買付提案者(併せて、以下「大量買付者」)が当社の株式の大量買付行為(注)を行う場合の手続(以下「大量買付ルール」)を定め、大量買付者に対し、株主の皆様のご判断に必要な情報の提供と、当該大量買付行為の評価・検討等に必要な期間の確保を求め、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的とするものです。

2. 本プランの適用開始と有効期間

- 本プランは、本定時株主総会において、出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得て承認 可決されることを条件に、原プランの有効期間の満了時(本定時株主総会の終結時)をもって 効力を生じるものとします。
- 本プランの有効期間は、2018 年 3 月開催予定の当社第 137 回定時株主総会の終結時までの 3 年 とします。

3. 大量買付ルールの概要

- 大量買付者が大量買付行為を行う場合には、その実施に先立ち、大量買付ルールを遵守する旨の誓約その他一定の事項を記載した意向表明書を提出していただきます。
- 当社取締役会は、意向表明書を受領後 10 営業日以内に、大量買付者に対し、提出していただくべき情報を記載したリストを交付します。大量買付者には、これに従い、当社株主の皆様のご判断および当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報(以下「大量買付情報」)を提供していただきます。なお、リストの発送日から 60 営業日を経過しても大量買付情報が提供されない場合は、大量買付者とのやり取りを打ち切り、当社取締役会による評価・検討等を開始します。ただし、大量買付者から合理的な理由に基づく延長要請があった場合または当社取締役会が必要と判断した場合には、30 営業日を上限としてこの期間を延長することができるものとします。
- 当社取締役会は、大量買付者による大量買付情報の提供が完了したと客観的合理的に判断する場合には、速やかに、その旨を大量買付者に通知するとともに、株主の皆様に公表します。大量買付者への通知後または所定の期間の経過後、当社取締役会による大量買付行為の条件・方法等の評価・検討等を行うための期間(以下「取締役会評価期間」)として、最長 60 日(対価を現金(円貨)のみとする当社の株券等の全てを対象とする公開買付けによる大量買付行為の場合)または最長 90 日(その他の大量買付行為の場合)の範囲内で合理的に必要な期間を設定します(なお、当社取締役会は、やむを得ない事由がある場合には、一度に限り取締役会評価期間を最長 30 日間延長することができるものとします。)。大量買付者は、下記4.(1)(iii)記載の株主意思確認総会が招集される場合を除き、取締役会評価期間の経過後においてのみ、大量買付行為を開始することができるものとします。
- 当社取締役会は、取締役会評価期間内において、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から大量買付行為の条件・方法等の評価・検討を行い、大量買付行為に関する意見をとりまとめ、その内容を大量買付者に通知するとともに、適時かつ適切に株主の皆様に公表します。また、必要に応じて、当該大量買付者との間で大量買付行為の条件・方法について協議・交渉するとともに、株主の皆様に対する代替案の策定等を行います。

4. 大量買付行為がなされる場合の対応方針

(1)対抗措置発動の条件

- (i)大量買付者が大量買付ルールに従わずに大量買付行為を行いまたは行おうとする場合 この場合には、具体的な大量買付行為の条件・方法等の如何を問わず、当社取締役会は、当 該大量買付行為を当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう敵対的買収行為とみなし、 当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるために必要かつ相当な対抗措置を発動 することができるものとします。
- (ii)大量買付者が大量買付ルールに従って大量買付行為を行いまたは行おうとする場合 この場合には、当社取締役会が仮に当該大量買付行為に対して反対であったとしても、原則 として、当該大量買付行為に対する対抗措置は発動しません。 但し、当該大量買付行為が、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると 明白に認められる場合には、当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向 上させるために必要かつ相当な対抗措置を発動することがあります。

(iii)株主意思確認総会を招集する場合

- 上記(i)、(ii)および下記 5.(2)にかかわらず、当社取締役会は、所定の場合には、対抗措置 の発動の是非につき株主の皆様のご意思を確認するために、株主意思確認総会を招集することができるものとします。
- 当社取締役会は、株主意思確認総会を招集する場合には、対抗措置の発動の是非について当 該株主意思確認総会の決議に従うものとします。
- 大量買付者は、当社取締役会が株主意思確認総会を招集することを決定した場合には、当該 株主意思確認総会終結時まで、大量買付行為を開始することができないものとします。

(2)対抗措置の内容

当社取締役会は、上記(1)(i)または(ii)において発動することとされる対抗措置として、差別的行使条件および差別的取得条項を定めた新株予約権(以下「本新株予約権」)の無償割当てを行うこととします。

なお、上記の差別的取得条項には、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう大量買付行為を行う者等が所有する本新株予約権を当社が取得する場合、その対価として現金の交付は行わないことを含みます。

5. 特別委員会の設置および諮問等の手続

(1)特別委員会の設置

大量買付者に対して対抗措置を発動するか否か等について、当社取締役会による判断の合理性および公正性を担保するため、当社取締役会から独立した組織として特別委員会を設置します。特別委員会の委員は3名以上とし、社外取締役および社外監査役の中から選任されるものとします。

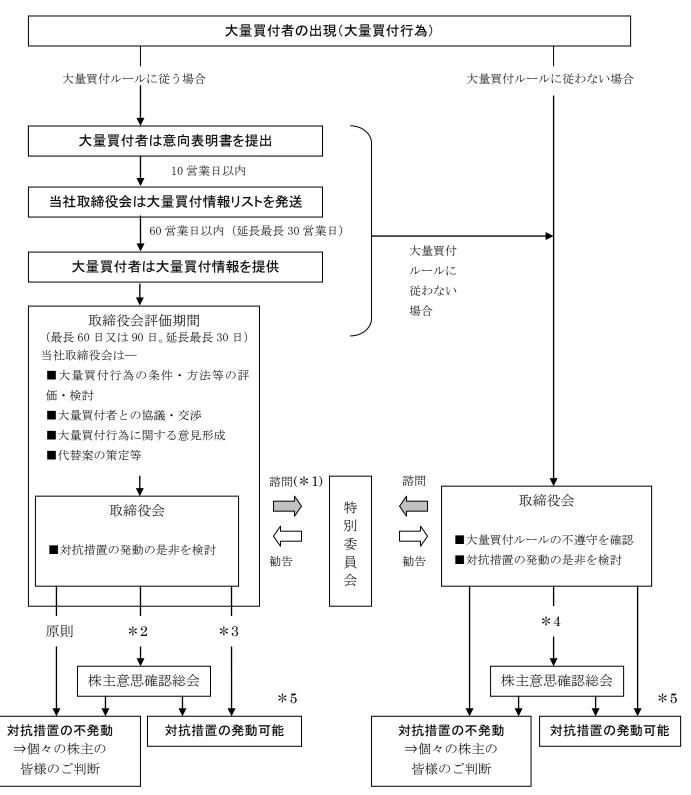
(2)対抗措置発動の手続

- 当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問します。
- 特別委員会は、この諮問に基づき、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。
- 当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、特別委員会による勧告を最大 限尊重するものとします。
- 当社取締役会が特別委員会の勧告に基づき対抗措置の発動を決議した場合には、速やかに当該決議の内容を公表します。

以上

(注)本プランにおける大量買付行為とは、①当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合の合計が 20%以上となる買付け、もしくは②当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が 20%以上となる公開買付けに該当する行為またはこれらに類似する行為を指します。

本資料(添付の流れ図を含む)は、本プランの概要をわかりやすく説明するための参考資料として作成されたものです。本プランの詳細については、同日付の別途開示資料をご覧下さい。



- *1特別委員会に対する対抗措置発動の諮問は、取締役会評価期間の経過後に行われることもあります。
- *2株主意思確認総会を招集することを特別委員会が勧告した場合、又は、かかる勧告がない場合であっても、株主の皆様のご意思を直接確認することが適切であると当社取締役会が判断した場合
- *3 当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると明白に認められる場合
- *4株主意思確認総会を招集することを特別委員会が勧告した場合
- *5 当社取締役会が特別委員会の勧告に基づき対抗措置の発動を決議した場合には、速やかに当該決議 の内容を公表します。